

秘密保持に関する誓約書

提案参加予定者（以下「乙」という。）は、渋谷区教育委員会（以下「甲」という。）が行う「渋谷区未来の学校環境整備等コンサルティング業務委託」の提案（以下「本提案」という。）に際し、甲が指示した事項を守り、下記のとおり保秘を要する内容について、知り得た情報を他に漏らさないことを誓います。

記

1 総則

乙は、甲から提供された本提案に関する資料及び情報（以下「資料等」という。）を、第三者に一切開示、漏えい又は提供しない。

2 守秘義務を負う資料等

乙が守秘義務を負う資料等は次のとおり。

- (1) 本提案のために、甲から提供する資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報
- (2) 本提案について乙から発せられた質問に対する甲からの回答

3 守秘義務の内容

乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって秘密として管理し、次の事項を遵守する。

- (1) 本提案を直接担当する乙の担当者（以下「担当者」という。）以外には資料等の取扱いをさせないこと。ただし、乙は甲の承諾により担当者以外の者に取り扱わせることができる。この場合は、乙はその担当者以外の者の秘密保持について全責任を負うこととする。
- (2) 資料等は、乙の管理する場所に厳重に保管し、保管場所から搬出しないこと。
- (3) 資料等は、甲の事前の承諾なしに廃棄、全部又は一部の複製をしないこと。
- (4) 資料等を複製した文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）は、資料等と同等のものとする。
- (5) 資料等は、担当者以外に開示しないこと。

ただし、開示時に公知である情報、開示前から乙が正当に取得または保持していたと証明できる情報及び開示の権利を有する第三者から当該第三者が守秘義務を負うことなく適正に入手した情報は除く。

- (6) 上記(1)から(4)の事項を遵守するため、担当者に対して守秘管理を徹底させるため必要な指導を行う等、秘密保持につき必要かつ合理的な保護手段を講じること。
- (7) 資料等を自ら若しくは第三者の利益のために、又は本提案の履行以外の目的で使用しないこと。
- (8) 本誓約書に記述のない事項については、乙は、信義に従い誠意を持って甲に協議のうえ別途これを定めるものとする。

4 権利の不発生

- (1) 甲の資料等の開示によって、乙は資料等に関する情報の所有権の移転や資料等に関する著作権、特許権等の知的財産権の譲渡、実施許諾、使用許諾等の効果の発生を主張しないこと。
- (2) 資料等に関する情報が、乙が作成した文書等に化体された場合であっても、当該情報はなお甲に帰属するものとする。

5 資料等の消去

- (1) 乙は、本提案終了後、甲が提供した資料及びその複製物については確実に消去すること。なお、乙が、提案に参加する意思の無くなったときにも同様の対応を取る。

6 損害賠償等

乙は、本誓約に違反することにより甲に損害を与えたときは、甲に生じた損害を賠償すること。

令和 年 月 日

渋谷区教育委員会 殿

提案参加予定者 住 所
商号又は名称
所属部署名
責任者名

印

※提出の際、連絡先担当者の名刺を添付してください。